

転出・転入手続のワンストップ化に 係る転入届の標準化

令和 3 年 6 月 1 6 日

転出・転入手続のワンストップ化関係 改正概要

改正の背景

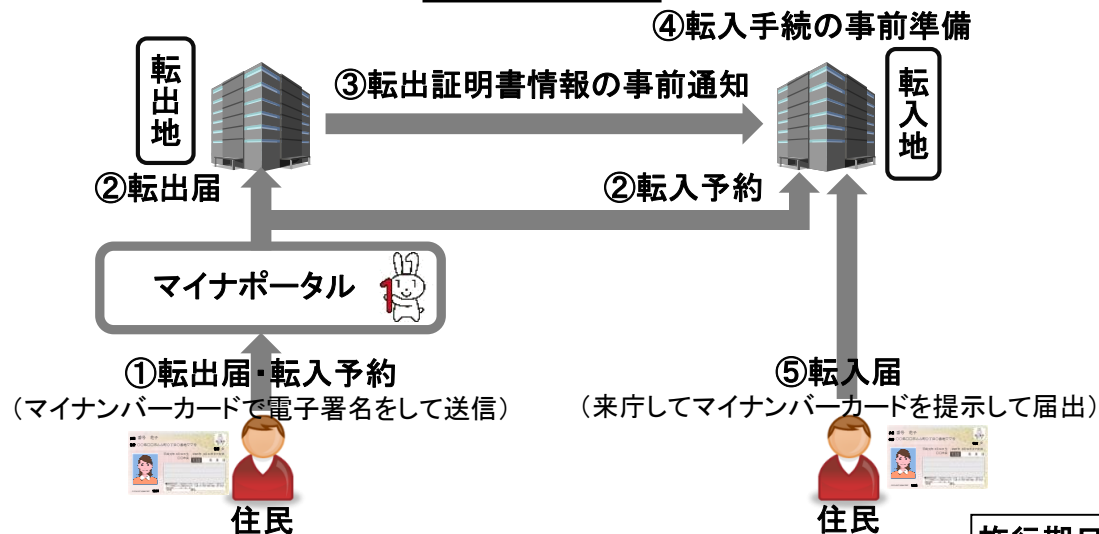
- 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが^(※)、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務（国民健康保険、児童手当など）の処理に多くの時間を要している。

※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

手続の流れ



制度改正の効果

- ① 〈住民サービスの向上〉
窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮
- ② 〈市町村の事務の効率化〉
窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される転出証明書情報を活用した事前準備により、転入手続当日の事務負担が軽減

施行期日：公布の日から2年以内で政令で定める日

第9回分科会における「転出・転入手続のワンストップ化に係る対応」に関する議論の経過

【第5回検討会（令和3年4月20日）】（書面開催）

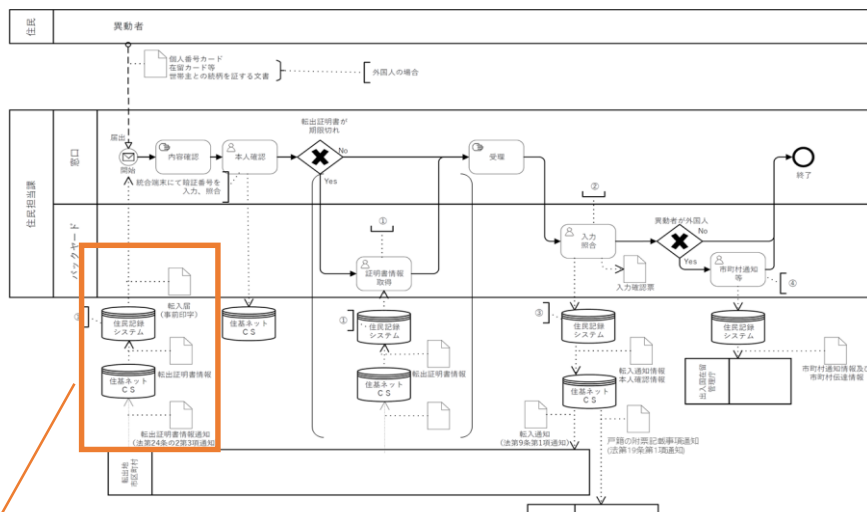
- 「転出・転入手続のワンストップ化に係る対応」として、
転入地市区町村の住民記録システムにおいて、転入届の届出前に転出地市区町村から転出証明書情報の通知を受け、転入届に予め印字する機能等を持たせる等
「見直しの方向性」を決定



【第9回分科会（令和3年6月2日）における議論】

- 第5回検討会における「見直しの方向性」を受け、下記の業務フローと機能要件を整理

※第6回検討会資料1より抜粋



【特例転入との差異ポイント①】

・転入地市区町村は、転入届に伴う転出証明書情報請求通知を行うことなく、転入届の提出がなくても転出証明書情報を転出地市区町村から受信し、転出証明書情報を元に、転入届に必要な情報を印字し、転入届を出力する。

※第6回検討会資料1より抜粋

機能要件を追加記載（下線部）

■4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）

【実装すべき機能】

- 1 特例転入に対応し、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を基に転入の入力処理ができること。
- 2 その際、受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。
- 3 CSに通知された転出証明書情報をリアルタイムで連携できること。
- 4 一定期間（※今後、政令で定められる予定）経過後に、転出証明書情報を消去できること。
- 5 転出証明書情報を元に、転入届に必要な情報を印字し、転入届を出力できること。
（※転出・転入手続のワンストップ化による転入の場合の転入届の様式を定めるか。）

第9回分科会における「転出・転入手続のワンストップ化に係る対応」に関する主な意見

- 転入届の様式自体を標準仕様に盛り込む必要性の有無については判断が必要だと考える。
個人的には、転入届の印刷を標準フローとするのであれば、様式を定めるべきだと考える。
- 転入届を標準仕様に定めたほうがよいと考える。 特例転入の際に、CSより「転出証明書情報確認書」といった、転入届に類するものが出力される。こちらを活用し、必要項目を付加する、あるいは「兼転入届」とし、転入届として扱うかたちとする等、議論は必要になると考えるが、いずれにせよ標準仕様とすべきだと考える。ただし後方業務によって記載すべき事項が異なるため、1枚目の用紙に主となる項目のみ定め2枚目以降は自由項目にする等の工夫は必要である。
- 転入届の印刷について、同様に考える。 理由としては、住民票も分科会を通じ様式を定めてきており、マイナポータルぴったりサービスの項目についても整理し統一するべきだと考えるからである。またDXの概念としても、皆が同じものを利用でき、その上で新たなものが創出されることだと考える。そのため、土台になるものは統一したほうがよいと考える。
- 転入届の様式について、将来的には、統一した様式1枚に署名をするのみで、他の事務の届出についても意思表示がなされたとする運用が理想であると考える。標準仕様の中に記載するのは難しいとしても分科会の意見として、統一した様式の使い方について現場に共有できると、窓口が1つの署名で受け取ることができるように考えると考える。
- 転入届については紙で保管する想定をするのか。 かさばって保管コストがかかるためデータで保管をするといった内容についても検討をしたいと考える。転入届をタブレットで入力するなどの方式をとることも一案である。

【第7回分科会（令和2年1月28日）】

「資料2－3」（抄）

様式の追加

「書かない窓口」のように、システムから出力する住民異動届について、住民記録システム標準仕様書において標準化するか。

- ※ 住民異動届を標準化の対象外とした理由は、システムから通常出力されないからであるが、「書かない窓口」のように、住民異動届もシステムから出力するのであれば、（システムから出力する様式としては）標準化する必要があるため、ニーズを確認する。

（略）

- ※ 当該様式が必要であると判断した場合は、その様式を標準化し、不要であると判断した場合は、その様式を出力しないことを標準とする。様式を標準化しないままに、その様式を出力できることとはしない。

（関連発言）

- 住民記録は最初の受付課なので、来庁者を特定して、情報が既に入力されている届出書を使えるケースばかりではないが、書かない窓口促進の観点からは、住民異動届も標準化の対象とした方が良い。住民記録で使えなくても、子育てや年金といった他の事務との連携に有効に使っていただけると思う。
- 書かない窓口は、住民記録システムから出すものだけでなく、マイナンバーカードや免許証から4情報を読み取り、QRコードを作ってその情報を住民記録システムに反映するというような方法もある。複数の方法があるため、どの方法を標準として示すかの判断の問題もあると思う。
- 書かない窓口はデータ利活用の方式にも関わる話だが、チェックの安心感のために帳票を作るといつまでもペーパーレス化は進まない。
- 総合窓口で、スペースの関係から一つの窓口で案内だけではなく複数の事務を受け付けている実態がある。帳票を出力することで、変更点や受け付けてほしい事務を住民自ら確認してもらっているため、帳票出力のニーズがある。
- 画面上の確認等ペーパーレスで同じ目的を達成出来る余地があるかもしれない。事務局で預かって検討する。

「転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届」の様式の標準化に関する論点整理（１）

標準仕様書における転入届 （住民異動届）の取扱い

第1章 本仕様書について 3. 対象 （3）対象項目

様式・帳票要件では、住民記録システムを標準化するという観点から、多くの自治体において住民記録システムから出力する様式・帳票（例：証明書、確認票）について規定することとし、多くの自治体において住民記録システムから出力するとは限らない様式・帳票（例：住民異動届等の届出書、申請書）については規定しないこととした。

第4章 様式・帳票要件 20.0.1 様式・帳票全般

【考え方・理由】

（略）住民異動届については、市区町村ごとのニーズにより様式及び記載事項が様々であり、システムから出力されないものも多いため、標準化の対象外。



（論点）

- ① これまで、「住民記録システムから出力するとは限らないこと」を理由に住民異動届等の届出書は、標準仕様書に位置づけないこととしてきた考え方と整合的か。

→ 届出は、署名した書面で行うものとされていること（住基法施行令第26条）、また、予め通知された転出証明書情報による事前準備を通じて、手続の時間短縮化を図る法改正の趣旨を踏まえると、「転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届」は、「住民記録システムから出力すること」が合理的であることから、届出書を標準仕様書に位置付け、様式を標準化することとしても問題ないのではないか。

「転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届」の標準化に関する論点整理（２）

② 住民異動届については、「市区町村ごとのニーズにより様式及び記載事項が様々」であることから、標準化の対象外としてきた考え方と整合的か。

→ 事務処理要領で示している住民異動届の様式例については、転入・転出・転居・世帯変更届等を兼ねており、これを踏まえ、市区町村ごとに様々な様式が用いられているものと考えられるが、「転出・転入のワンストップに係る転入届」に係る様式に限って標準化し、それ以外の他の届出に関する様式については、標準化しないこととすれば引き続き多様な実情も加味した対応となるのでないか。

なお、標準仕様書により住民票の写しに関する様式を統一する以前においても、住基法改正に伴い、住民票の写しの広域交付(住基法第12条の4)が導入された際に、広域交付に限って、事務処理要領上で様式の統一化を図ったところ。

③ 転入届については紙で保管する想定をするのか。かさばって保管コストがかかるためデータで保管をするといった形が考えられないか。

→ 転入届を始めとする各種届出書の保存年限は、住基法施行令第34条第3項に基づき、受理された日から1年間とされているものの、その保存方法については、法令上、特段の規定はないことから、各市町村長の文書管理規則等に委ねられているものと認識。

④ デジタル3原則等の趣旨等を踏まえると、例えば、タブレット等の画面で入力する方式なども一案ではないか。

→ 住基法施行令第26条により、届出は、署名した書面で行うこととされていることから、仕様書としては、実装すべき機能としては「住民記録システムから出力すること」とする。

「転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届」の標準化に関する論点整理（3）

- ⑤ 後方業務によって記載すべき事項が異なるため、1枚目の用紙に主となる項目のみを定め、2枚目以降は自由項目にする等の工夫は必要ではないか。統一した様式1枚に署名をするのみで、他の事務の届出についても意思表示がなされたとする運用が理想であり、統一した様式の使い方について現場に共有できると、窓口が1つの署名で受け取ることができるように考える。

→ 法令上必要となる届出事項（付記事項を含む。）以外に、住基法に基づく転入届に一定の記載事項欄を設けることで、他の行政分野における届出を行ったものとみなすための工夫をしているケース（例：総合窓口機能）も考えられることから、標準仕様書において統一した様式を作成する場合、必要に応じて、当該様式に、法令上必要となる届出事項（付記事項を含む。）以外の項目を追加すべきか検討を行い、標準仕様書において統一した様式を定めることとしてはどうか。

原則として、自治体側の事務処理のために使用する欄は、自治体ごとに多種多様であり、また、その対象は、標準化対象分野に限られるものではないことから、例えば、2枚目以降の記載は自由とするなど、自治体の事務処理の創意工夫に配慮した形としてはどうか。



これらの論点等を踏まえ、転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届の様式を定めることとしてはどうか。
（様式については、別途示す予定。）